

參考資料

がん検診従事者研修事業

平成 29 年度予算額 (案) 56,071 千円の内数

1 目的

胃内視鏡検査を実施する場合には、偶発症対策を含めた検診体制の整備が必要であることから、胃内視鏡検査に係る医師に対する研修を実施する。

2 事業内容

胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。

3 実施主体

都道府県、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等

4 補助率

1/2 (国 1/2、都道府県・公益法人・NPO法人等 1/2)

5 照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 (厚労省内線 4604)

がん臨床試験基盤整備事業費 (※平成 28 年度限りで終了)

1 目的

多くのがんに対する標準治療は、化学療法・手術・放射線療法を組み合わせた集学的治療であるが、製薬企業による治験のみではがん治療の進歩は十分に達成されないため、研究者主導臨床試験の推進が不可欠である。

本事業は、小児がんを含む各種がんに対する標準治療の進歩につながる集学的治療開発の研究者主導臨床試験を推進し、「がんによる死亡者の減少」に資することを目的として、データマナージャーを充実させ、それらの人材育成を図るとともに、研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

2 事業内容

研究者主導臨床試験におけるデータマナージャーを雇用するなどし、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。

3 実施主体

NPO法人等

4 補助率

定額 (10/10)

5 照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 (厚労省内線 4604)

地域の健康増進活動支援事業

平成29年度予算額(案) 77,250千円

1 事業の目的

地域において健康づくりに取り組むNPO法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支えながら、国民の健康を守る環境を整備する。

2 事業概要

健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組のうち、全国的に展開する全国規模の事業、地域の特色や特性に沿った取組を実施する事業のそれぞれについて、財政的支援(補助金の交付)を行う。

3 実施主体

NPO法人等

4 補助率

定額(10/10)

5 照会先

厚生労働省健康局健康課(厚労省内線2971)

H I V感染者等のN G O等への支援事業

平成29年度予算額 (案) 1 3 2, 5 9 3千円の内数

- 1 事業目的
H I V感染者や同性愛者等で構成されるN P O・N G Oによる活動を支援し、効果的で当事者性のあるH I V感染予防の普及啓発や患者支援を図ることを目的とする。
- 2 事業内容
 - ・ コミュニティセンターにおいて男性同性愛者 (M S M) 等向けの予防啓発活動を行う。
 - ・ 陽性者支援のための相談事業を行う。
 - ・ M S M向けのH I V検査を行う。
- 3 補助率等
定額 (1 0 / 1 0)
- 4 実施主体
N P O法人等
- 5 照会窓口
厚生労働省健康局結核感染症課 (厚労省内線2358)

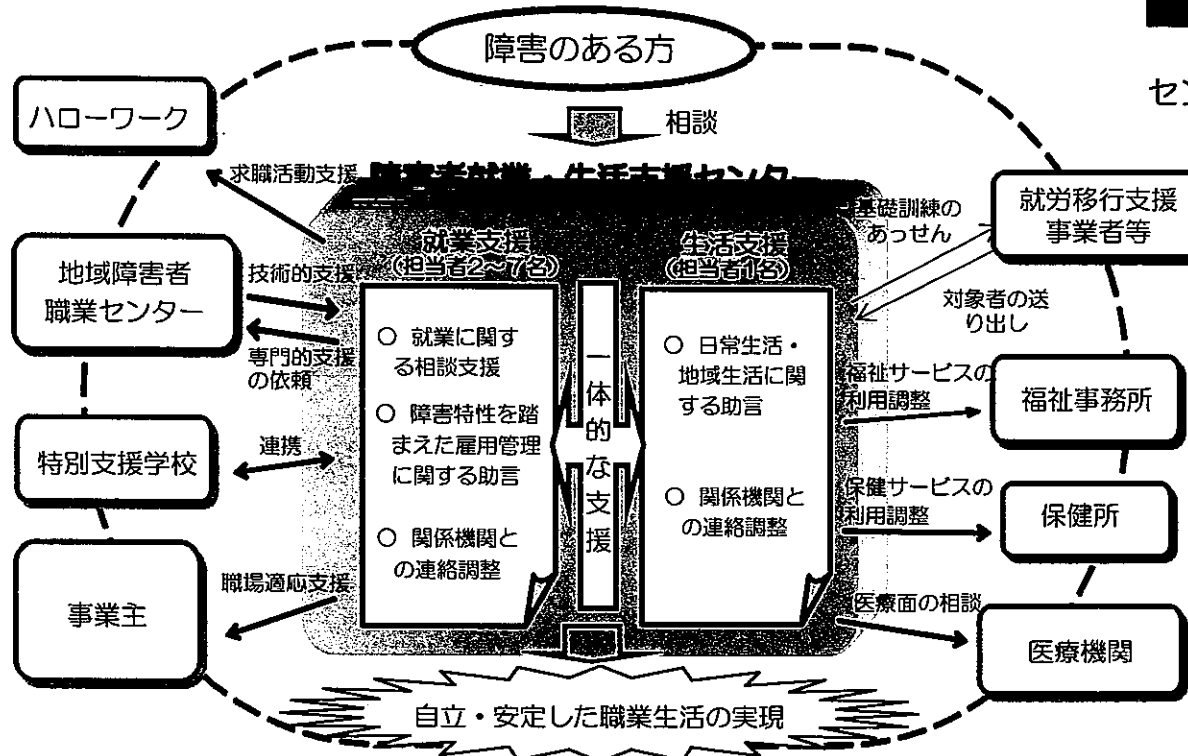
障害者就業・生活支援センター

平成29年度予定額8,022,360千円の内数
(7,537,411千円の内数)

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」による支援を強化する
H28 332センター → H29 336センター

雇用と福祉のネットワーク

業務内容



センター窓口での相談、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援
(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

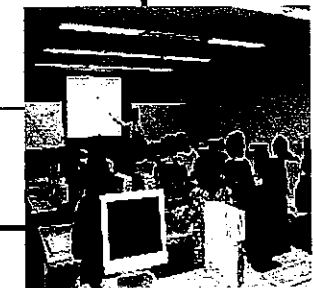
離職者訓練（委託訓練）の概要

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

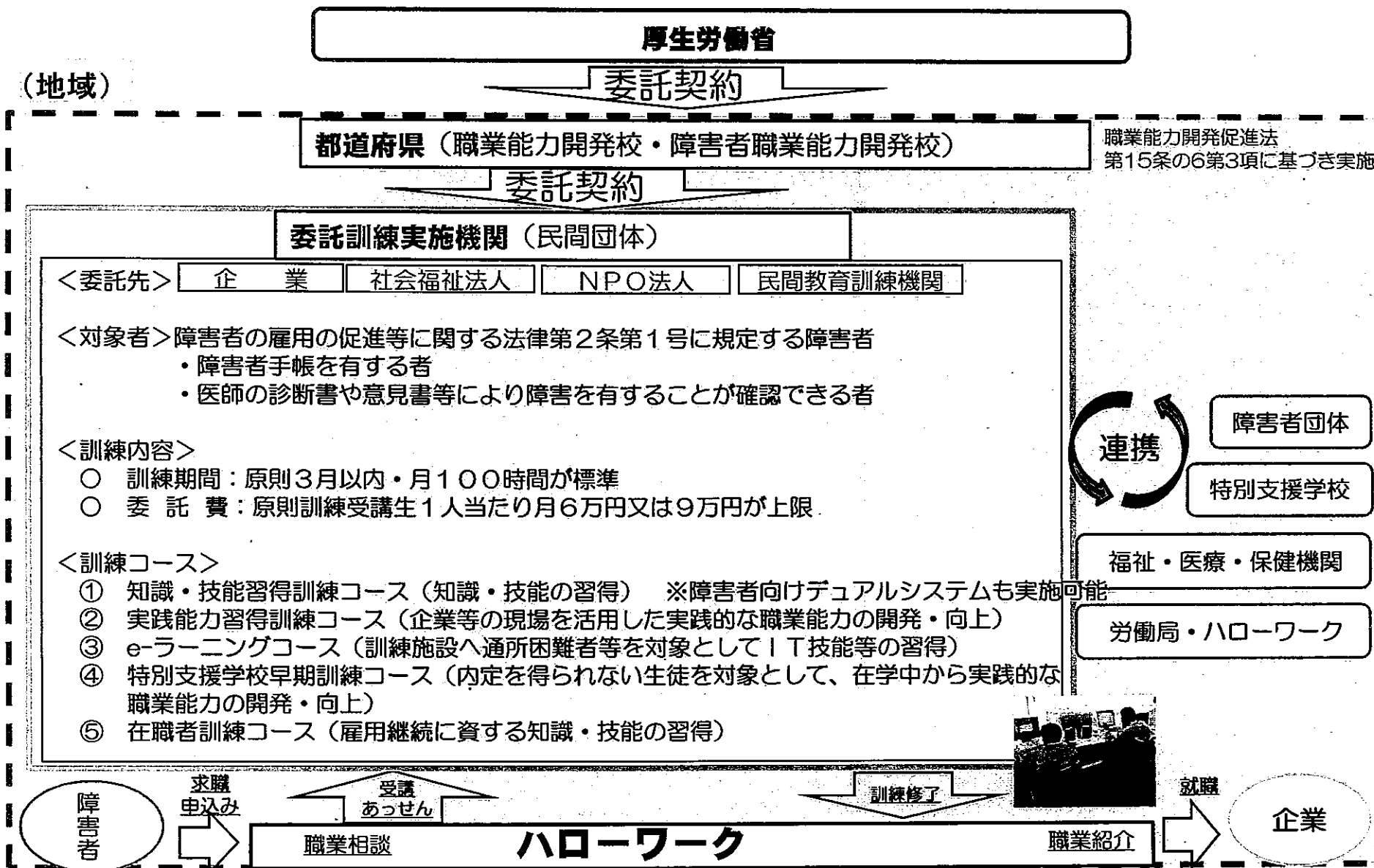
2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、 <u>NPO</u> 、事業主、事業主団体
委託主体	都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：介護サービス科、情報処理科 等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）



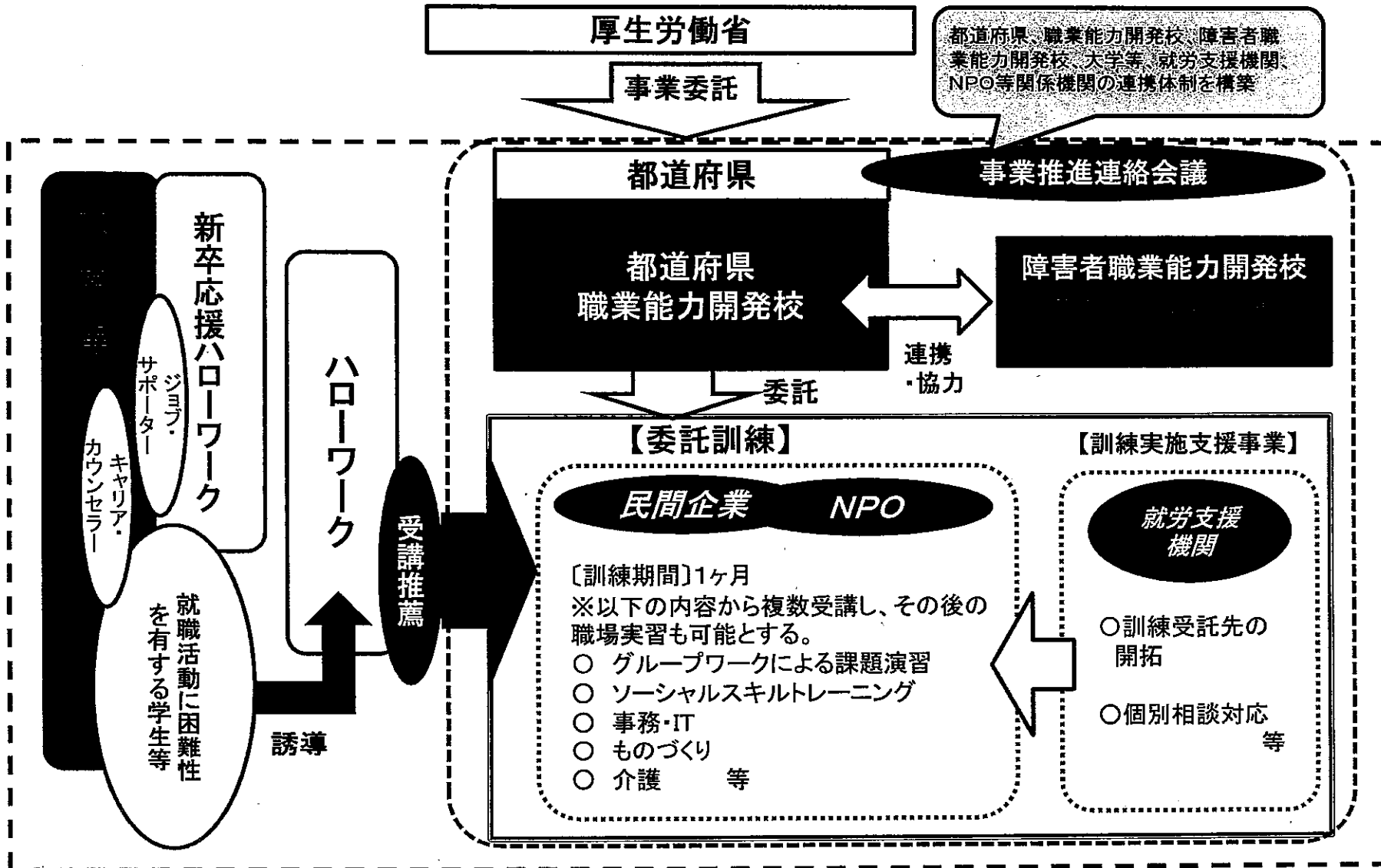
障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。



就職活動に困難性を有する学生等に対する職業訓練の推進

障害の認定を受けていないものの、採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生などを対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練の受講機会を在学中から提供する。



求職者支援制度の概要

- 国は、主に雇用保険を受給できない方(特定求職者)を対象に、求職者支援訓練を実施しています。主に雇用保険受給者を対象とする公共職業訓練とともに、求職者のセーフティネットとなる公的な職業訓練です。
- 受講料は無料(テキスト代等は実費)で、要件を満たす方には職業訓練受講給付金も支給されます。
- ハローワークが訓練受講者ごとに支援計画を作成し、訓練実施機関と連携した就職支援を行います。

(1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2)訓練期間:2~6か月

(3)給付金:職業訓練受講給付金

(受講期間中 月10万円+交通費・寄宿手当の支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合に支給))

(4)訓練の種類

- ・基礎コース(社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練)
- ・実践コース(就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練)
(コースの例) ・介護系(介護福祉サービス科等) ・情報系(Webクリエイター養成科等)
・医療事務系(医療・調剤事務科等) 等



(5)実施機関:民間教育訓練機関等

- ・訓練実施機関は、厚生労働大臣が認定

(具体的な認定事務は、訓練内容、就職実績等に関する要件に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)

- ・訓練実施機関に対しては、訓練の運営費等として奨励金を支給

<基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

<実践コース>訓練修了者の就職率に応じ奨励金の額に差を設け、効果的な訓練と就職支援へのインセンティブを高めている(5~7万円/人月)

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給



(6)根拠法:求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)(平成23年10月施行)

平成27年度実績

受講者数合計:40,587人

(基礎コース)11,653人 就職率:56.4%

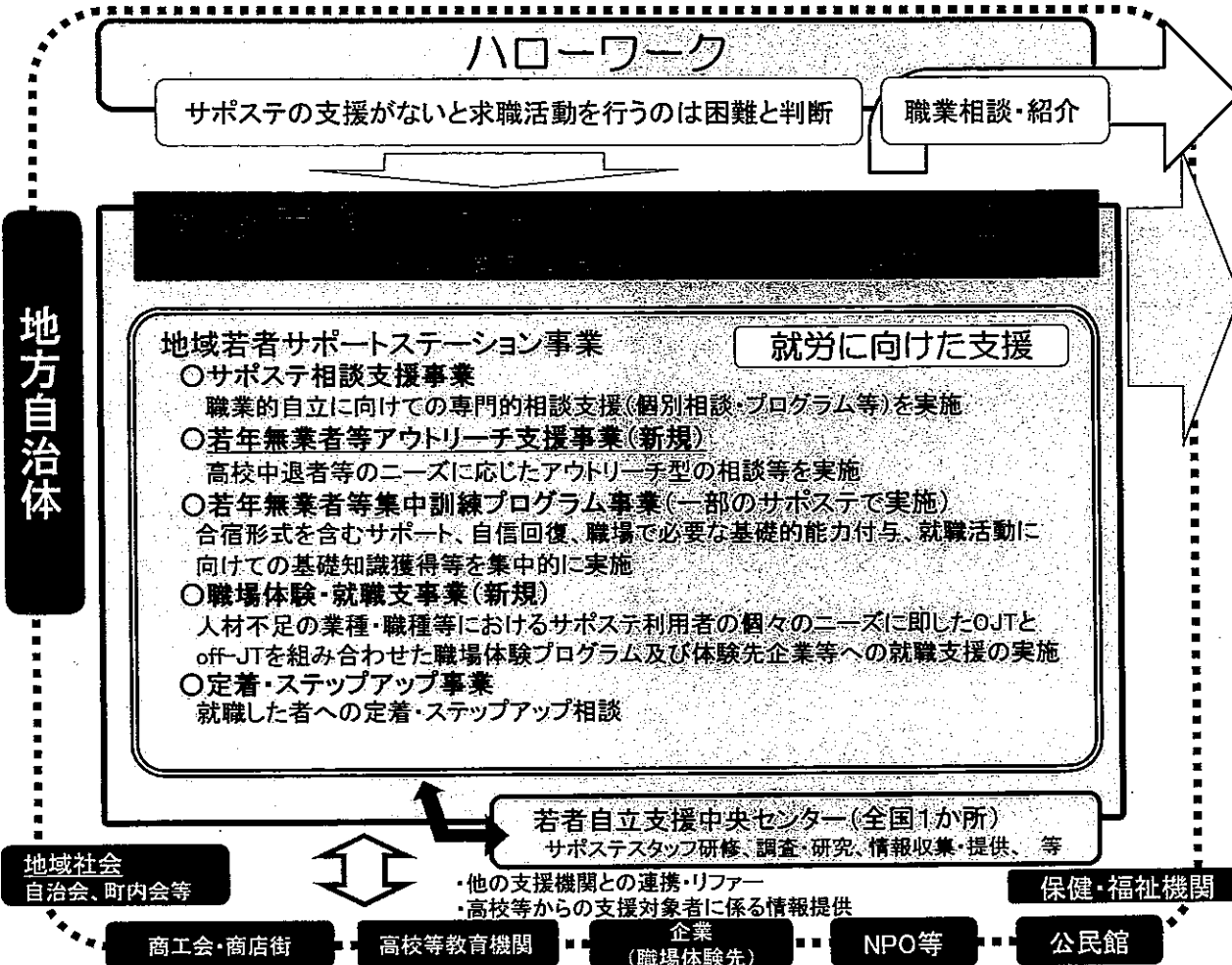
※平成27年度中に終了したコース(就職率は修了3ヶ月後の状況)

(実践コース)28,934人 就職率:61.0%

～若者の職業的自立支援～

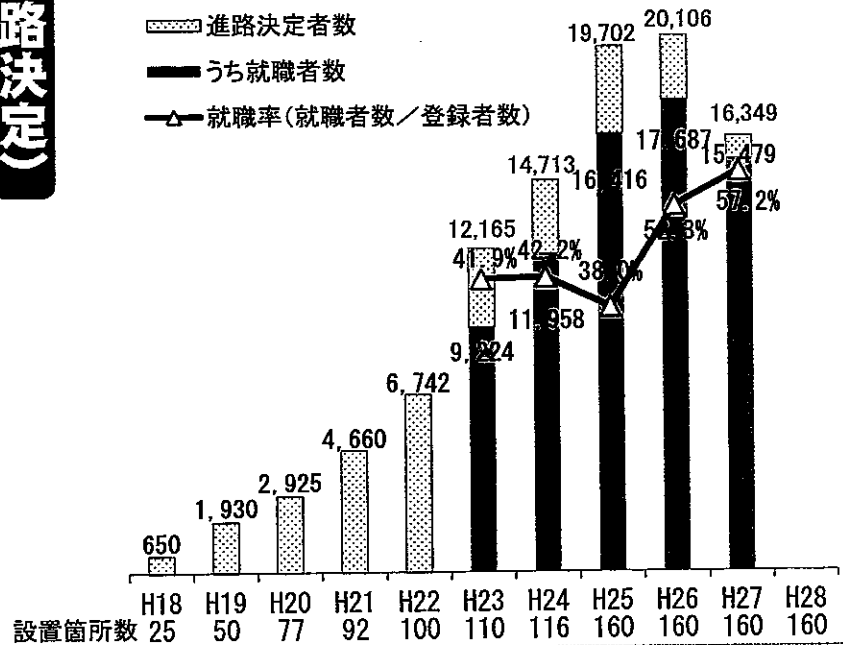
- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート※1)の数は近年、約60万人で高止まり。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」(※2)において、地方自治体と協働し(※3)、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、若年無業者等についてサポステを含む各関係機関が連携して就労・自立支援に取り組むことが盛り込まれ、特に、高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型等の就労支援を実施するとしていることを踏まえ、学校等関係機関と連携を一層強化し、高校中退者等に対する切れ目のない支援を実施。

※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 実施。15～39歳対象 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が
※3 地方自治体から予算措置等



【サポステの実績(平成27年度末現在)】

- 平成18年事業開始以来の進路決定者数(累計) **99,942人**
- うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」(平成23～32年度)に対する進捗状況 **83,035人**



※ 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定
※ 平成18～22年度は進路決定者数中、就職者数の内訳を把握していないもの

キャリア教育専門人材養成事業

平成28年度予算額
13百万円
(13百万円)

労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かし、大学等及び高校における実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材の養成を図るため、全国主要都市において講習を実施する。

講習の実施（大学等）

- 対象者
 - 大学のキャリアセンター等においてキャリア支援に携わっている（携わる予定の）方、大学等においてキャリア教育に関する授業を行っている（これから行う）方等
- 実施時期等
 - 実施時期：平成28年7月～9月
 - 実施地域：全国主要都市 実施回数：全25回
- 講習の内容（例）
 - 個別（職業）相談場面で活用できるツールを使った演習やケーススタディを通じた実際の支援方法の学習
 - キャリア教育の授業プログラムを組む際の考え方やポイントについての理解

講習の実施（高校）

- 対象者
 - 高校生のキャリア教育に取り組んでいる（取り組みたいと考えている）方
- 実施時期等
 - 実施時期：平成28年8月
 - 実施地域：関東・関西主要都市 実施回数：全2回
- 講習の内容（例）
 - 現在の高校のキャリア教育を取り巻く状況や就職支援ツールの解説

コース・テキスト等の開発
(有識者による委員会)

講習修了者が各大学等及び高校で
キャリア教育をサポート



キャリア教育の推進

※受講者の募集に当たっては、文部科学省とも連携

保 育 環 境 改 善 等 事 業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)
○対象か所数 158市区町村 → 158市区町村

1. 事業内容
保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村又は保育所を運営する者

4. 補 助 率 基本改善事業、環境改善事業(緊急一時預かり推進事業を除く)

〔 1/3 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国1/3、指定都市・中核市2/3 〕

環境改善事業(緊急一時預かり推進事業)
放課後児童クラブにおける乳幼児受入れ支援事業

〔 1/2 国1/2、市町村1/2 〕

5. 補助単価

基本改善事業

1事業当たり年額 7,200千円

環境改善事業(緊急一時預かり推進事業を除く)

1事業当たり年額 1,029千円

環境改善事業(緊急一時預かり推進事業)

1施設当たり 3,200万円

放課後児童クラブにおける乳幼児受入れ支援事業

1施設当たり 3,200万円

民 有 地 マ ッ チ シ ン グ 事 業
～ 一般会計(保育対策総合支援事業費補助金) ～

(主な内容)
○箇所数 98か所 → 114か所

1. 事業内容

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。また、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーディネーターを配置する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県、市区町村

4. 補 助 率 1/2 [国1/2、都道府県1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4]

5. 補助単価

マッチング事業費
1市町村当たり年額 530万円
コーディネーター配置経費
1か所当たり年額 400万円

家庭支援推進保育事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○対象か所数 415か所

1. 事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数(40%以上)受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2 (国1/2、市町村1/2)

5. 補助単価 1か所当たり 3,800千円

保育利用支援事業(入園予約制)

～ 一般会計(保育対策総合支援事業費補助金) ～

(主な内容)

○保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを創設。

1. 事業内容

保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを創設。

- ①育児休業明けから保育園に入園するまでの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替する支援の利用料を支援
- ②保育士が一般的に4月に採用されることを踏まえ、予約により児童が入園するまでに要する保育士の人件費を支援

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2 (国1/2、市町村1/2)

5. 補助単価 検討中

サテライト型 小規模保育事業
～ 一般会計(保育対策総合支援事業費補助金) ～

(主な内容)	
○対象施設数	1, 221か所

1. 事業内容

小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する事業。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2 (国1/2、市町村1/2)

5. 補助単価 4,312千円

医療的ケア児保育支援モデル事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うための仕組みを創設。

1. 事業内容

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

- あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。
 - ・保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。(当該研修に係る代替職員の配置等)
 - ・医療的ケア児受入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う等

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県・市区町村

4. 補助率 1/2

〔国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4〕

5. 補助単価 検討中

認可化移行調査費等支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)
○対象施設数 3,808施設 → 736施設
○認可化移行の対象施設に事業所内保育事業を追加

1. 事業内容

認可外保育施設が認可保育園、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業へ円滑に移行することを支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する事業。

2. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 都道府県、市区町村

6. 補助率 1/2 [国1/2、都道府県1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4]

7. 補助単価 認可化移行可能性調査支援 54.2万円
認可化移行助言指導支援 48.4万円

認可化移行改修費等支援事業 ～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○待機児童解消加速化プランの推進を図るための受入児童数増(+7,000人)

1. 事業内容

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する施設に対し、設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助することにより、認可化への移行促進を図る。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2

国1/2、市町村1/4、設置主体1/4
なお、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、
国2/3、市町村1/12、設置主体1/4

5. 補助単価 1施設当たり 3,200万円

(※賃借料のみの場合 1施設当たり 1,000万円)

認可化移行移転費等支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)	
○対象施設数	45か所 → 45か所

1. 事業内容

認可外保育施設が認可保育園、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業へ円滑に移行することを支援するため、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する事業。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

5. 補助単価 1施設当たり 500万円

賃貸物件による保育園改修費等支援事業 ～ 一般会計(保育対策総合支援事業費補助金) ～

(主な内容)

○待機児童解消加速化プランの推進を図るための受入児童数増 (+6, 661人)

1. 事業内容

保育園を整備するに当たり、都市部を中心に保育園の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育園を設置するために必要な改修費等の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2

国1/2、市町村1/4、設置主体1/4
なお、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、
国2/3、市町村1/12、設置主体1/4

5. 補助単価

緊急対策対象自治体の場合

1 施設あたり 3, 200万円(本園の場合)

2, 100万円(分園の場合)

上記以外の場合

1 施設あたり 2, 700万円(本園の場合)

1, 600万円(分園の場合)

小規模保育改修費等支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○待機児童解消加速化プランの推進を図るための受入児童数増(+2, 394人)

1. 事業内容

都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所を設置するために必要な改修費等の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2
〔 国1/2、市町村1/4、設置主体1/4
なお、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、
国2/3、市町村1/12、設置主体1/4 〕

5. 補助単価

緊急対策対象自治体の場合
1事業所当たり 3,200万円
上記以外の場合
1事業所当たり 2,200万円

家庭的保育改修費等支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○待機児童解消加速化プランの推進を図るための受入児童数増(+560人)

1. 事業内容

居宅や賃貸アパート並びに連携保育園において家庭的保育事業(小規模保育事業(C型)を含む)を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修費等の一部を補助することにより、家庭的保育事業の実施を促進する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2

〔 国1/2、市町村1/2
なお、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、
国2/3、市町村1/3 〕

5. 補助単価 緊急対策対象自治体の場合

1か所当たり 3,200万円(保育園で行う場合)

240万円(保育園以外で行う場合)

上記以外の場合

1か所当たり 2,200万円(保育園で行う場合)

240万円(保育園以外で行う場合)

保育園設置促進事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)
○箇所数 14か所 → 7か所

1. 事業内容

土地の確保が困難な都市部での保育園整備を促進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2 [国1/2、市町村1/4、設置主体1/4]

5. 補助単価 42,400千円(1施設)

都市部における保育園への賃借料支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)	
○対象保育園数	50か所

1. 事業内容

賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する事業。

- 2. 補助根拠 予算補助
- 3. 実施主体 市区町村
- 4. 補助率 1/2 (国1/2、市町村1/4、設置主体1/4)
- 5. 補助単価 1施設当たり 1,100万円

保育士・保育園支援センター設置運営事業
 ～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)
 ○保育士・保育園支援センターの機能強化
 ・離職者の再就職のためのマッチング支援を行うコーデイネーターの加配【拡充】

1. 事業内容
 潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。
 また、更なる保育士確保策の推進を図るため、都道府県が保有する保育士登録簿を活用して把握した潜在保育士に対し、定期的な求人情報や就職説明会等の案内を行うなど、保育園等への就職に向けたアプローチを積極的に行う。

2. 補助根拠 予算補助
3. 実施主体 都道府県、指定都市又は中核市
4. 補助率 1/2 [国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2]
5. 補助単価
- | | |
|---------------------------|---------|
| 保育士・保育園支援センター運営費 | 4,200千円 |
| 保育士再就職支援コーデイネーター雇上費 | 4,000千円 |
| 復職前研修実施経費 | 370千円 |
| 離職した保育士等に対する再就職支援のための機能強化 | 5,000千円 |
| 保育士登録簿を活用した就職促進 | 1,433千円 |

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)

○若手保育士に対する巡回相談支援(スキルアップや保護者対応等に関すること)や保育事業者への巡回相談支援(業務負担軽減や保育の質の確保等に関すること)

1. 事業内容

公立保育園のOB・OGやソーシャルワークの専門職等を活用し、保育園等に勤務する経験年数の短い保育士に対する相談支援を行うため、保育園等への巡回相談を行う。

また、保育園等における雇用管理制度の改善や保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者への巡回相談を行う。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県又は市町村

4. 補助率 1/2 [国1/2 都道府県又は市町村1/2]

5. 補助単価 4,064千円

保育園等の事故防止の取組強化事業
～ 一般会計（保育対策総合支援事業費補助金） ～

(主な内容)	
○研修受講者数	31.2万人
○巡回支援指導員	690人

1. 事業内容
保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行うための費用の一部を補助する。

- 2. 補助根拠 予算補助
- 3. 実施主体 都道府県又は市区町村
- 4. 補助率 1/2 (国1/2、都道府県又は市区町村1/2)
- 5. 補助単価 事故防止研修 1人当たり 6千円
巡回支援指導員 1人当たり 4,064千円

保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業<新規>

～ 一般会計（保育対策総合支援事業費補助金） ～

（684百万円）

（主な内容）
○実施自治体 23自治体（5か年で114自治体で整備を実施）

1. 事業内容
認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図るため、申請・届出等の手続きのICT化に要する費用の一部を補助する。

2. 補助根拠 予算補助
3. 実施主体 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村
4. 補助率 3/4
(国3/4、都道府県、指定都市、中核市1/4)
(国3/4、都道府県1/8、市区町村1/8)
※都道府県から市区町村へ権限委譲をしている場合
5. 補助単価 システム構築経費 40,000千円

認可外保育施設の衛生・安全対策事業
～一般会計(保育対策総合支援事業費補助金)～

(主な内容)
○対象市区町村数 118市区町村

1. 事業内容
認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部助成することにより、
利用児童の衛生及び安全を確保する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村又は市区町村が適切と認めた者

4. 補助率 1/3 [国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国1/3、指定都市・中核市2/3]

5. 補助単価 1市町村当たり 354千円

広域的保育園等利用事業

～ 一般会計（保育対策総合支援事業費補助金） ～

（240百万円）

（主な内容）

○対象か所数 21か所 → 24か所

1. 事業内容

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置する子ども送迎センターを中心とし、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合や、園庭で十分な活動ができないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2（国1/2、市区町村1/2）

5. 補助単価	バス等購入費	1,500万円	または借上げ費	750万円
	保育士等雇上等費	500万円	運転手雇上等費	500万円
	事業費	1,000万円		

保育園等整備交付金 ～一般会計～

- (主な内容)
- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援
 - 小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を支援
 - 防音壁の設置に要する費用の一部を支援
 - 防犯対策の強化に要する費用の一部を支援

1. 事業内容

市町村整備計画、防音壁設置計画又は防犯対策強化整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を市町村に交付する。

(実施事業)

- ・ 保育園緊急整備事業【保育園等】
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)【保育園機能部分】
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園等防音壁設置事業
- ・ 保育園等防犯対策強化事業

2. 補助根拠 法律補助

※幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所に係る施設整備、防音壁設置に係る整備、防犯対策強化に係る整備は予算補助

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 1/2

国1/2、市町村1/4、設置主体1/4

※保育園緊急整備事業及び小規模保育整備事業について、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、

国2/3、市町村1/12、設置主体1/4

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

(平成28年度予算) (平成29年度予算案)
56.6億円 → 65.9億円

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、防犯対策強化整備
②耐震化等整備（⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ）		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリンクラー設備整備		
火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラー整備を図る。	消防法関係法令により、スプリンクラー設備の設置が義務づけられている施設 ・乳児院 ・入所施設（乳児院を除く）であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設	スプリンクラー設備整備

2 設置主体 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

3 国庫補助率 定額（1／2相当、児童館・児童センターは1／3相当）

子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

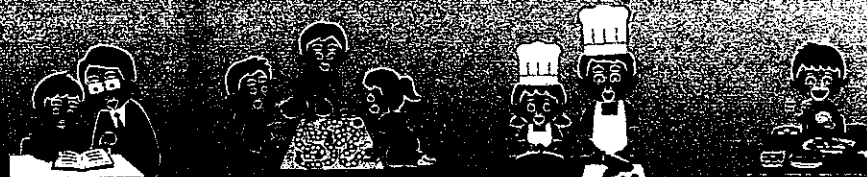


<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



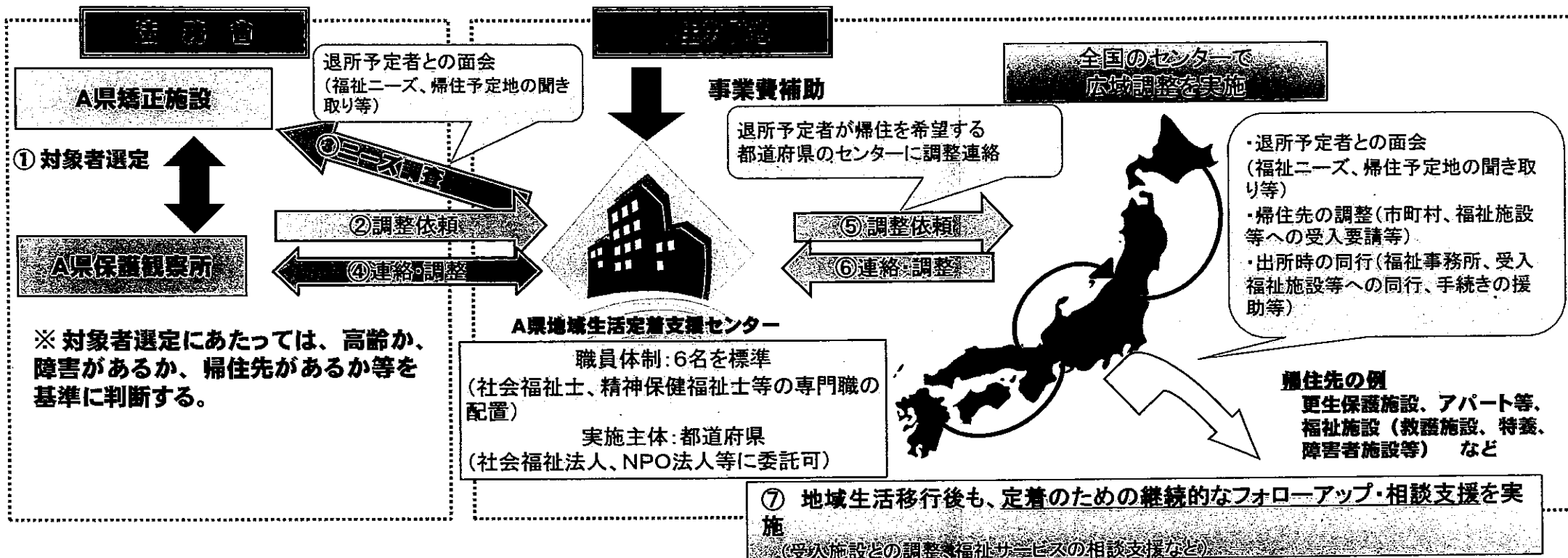
※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

矯正施設退所者に対する地域生活定着支援(平成21年度以降)

地域定着支援の動き

- 平成21年度、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施(平成27年度は延べ1,396人のコーディネートを実施し、うち752人が受入先に帰住)。



社会福祉推進事業

1. 事業目的

地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組に対する支援を通じて、社会福祉事業の発展改善等に寄与することを目的

2. 平成29年度予算(案)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

3. 実施主体及び補助率

【実施主体】 申請した事業が学識経験者等から成る社会福祉推進事業評価委員会において採択された法人

【補助率】 定額

4. 対象事業

国が定めた採択テーマの事業であって、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できる事業

5. 事業実施までの流れ

- (1) テーマの設定
- (2) 公募(申請受付)
- (3) 申請事業に対し、社会福祉推進事業評価委員会で評価
- (4) 評価後、委員会で採択、不採択の決定
- (5) 採択を受けた団体は事業実施(実施事業に対して国が補助)

被保護者就労支援事業(改正生活保護法)

被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。(平成27年4月施行)

【概要】

① 事業概要

- ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援を行う。
- ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築する。

② 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置する町村

※厚生労働省令で定める者(社会福祉法人、NPO法人等)に委託可

③ 補助率 国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

(参考) 改正生活保護法 抜粋 (平成27年4月施行)

第五十五条の六

保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

- 2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

被保護者就労準備支援事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。

【概要】

① 事業概要

一般就労に向けた準備段階の支援として、

・日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

・社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

・就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。
を計画的かつ一貫して実施する。

② 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置する町村

※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

③ 補助率 国2/3 都道府県、市、福祉事務所設置する町村1/3

生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」の概要（平成23年度～）

企業、NPO、市民等と行政とが協働し、社会から孤立しがちな被保護者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、被保護者の社会的自立・日常生活自立を支援する取組の推進を図る。

【概要】

① 事業概要

- ・ 依存者を有する者に対する日常生活支援

民間団体等が実施するグループカウンセリング等への参加により、アルコール依存、ギャンブル依存等の日常生活上の問題を抱える者が自立した日常生活を営めるよう支援する事業

- ・ 精神科病院退院者の居宅継続支援

精神科病院等退院者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続を支援する事業

② 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置する町村

※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

③ 補助率 国3/4 都道府県、市、福祉事務所設置する町村1/4

居住の安定確保支援事業の概要

【目的】

- 不動産業者への同行や現地確認等による民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、社会参加活動の働きかけや地域資源の紹介など地域定着の取組を推進し、生活保護受給者が適切な住まいを確保し、地域生活の継続を図ることを目的とする。

【事業内容等】

1 事業内容

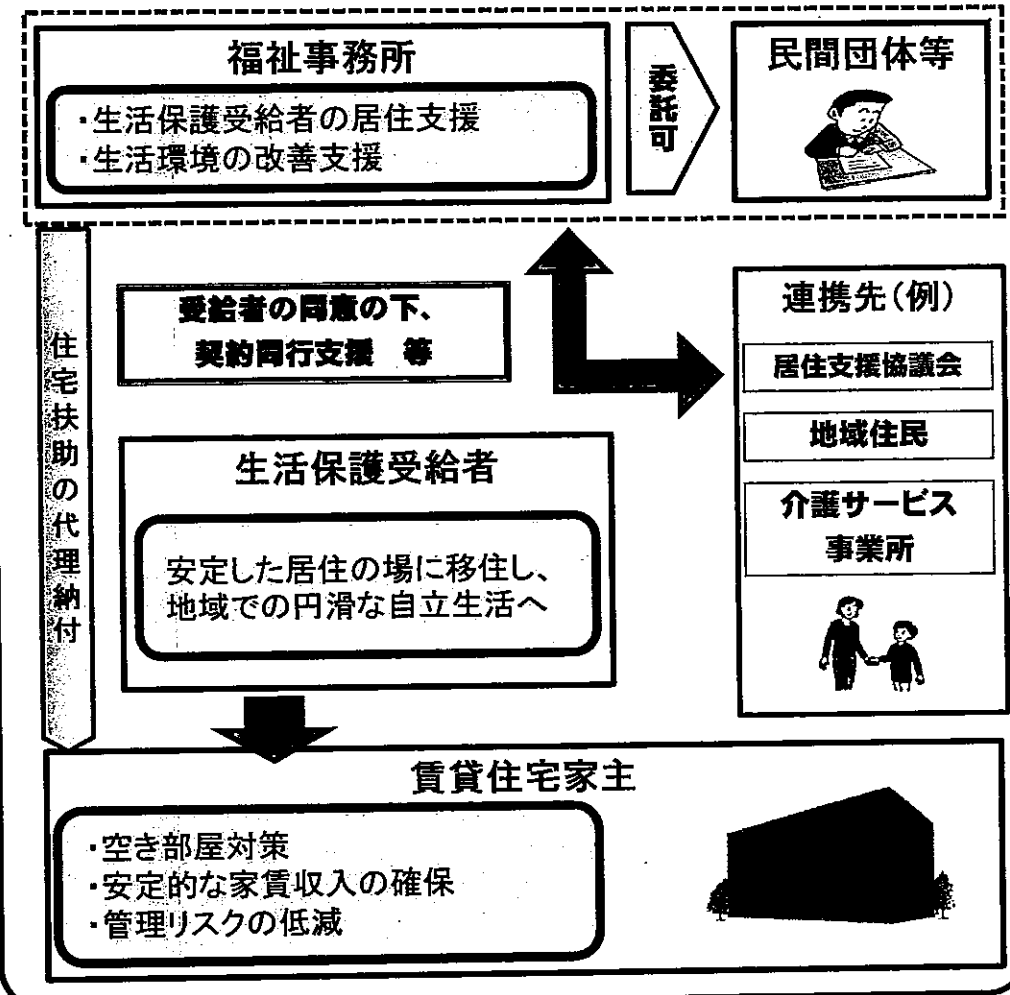
- 安価で質の良い住宅や連帯保証人が不要な住宅のリスト化
 - 住宅への入居を希望する受給者に対し、家賃の代理納付の活用や不動産業者への同行、現地確認による民間賃貸住宅への入居支援の実施
 - 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化
 - 地域生活を維持できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等を実施
- ※ 生活困窮者の居住支援は、平成29年度より居住の確保が困難な生活困窮者に対してオーダーメイドの居住支援コーディネートを行う「居住支援の取組強化事業」を実施予定。

2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

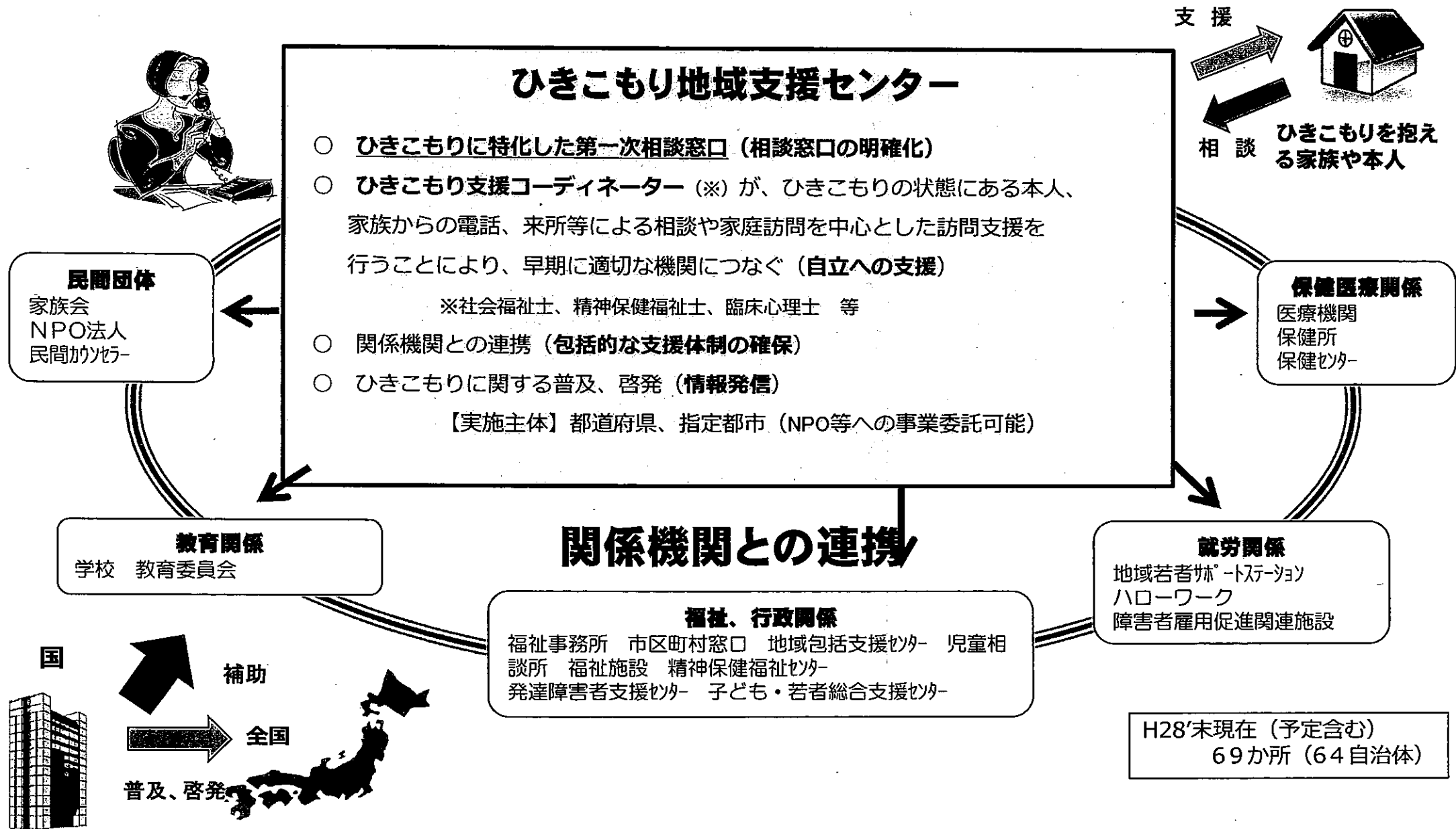
3 補助率 3 / 4

【事業の流れ】



ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

平成29年度予算額（案） 生活困窮者自立支援法関連予算293億円の内数



ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業（平成25年度～）

平成29年度予算額（案） 生活困窮者自立支援法関連予算293億円の内数

市町村

ひきこもりサポーター派遣事業

- 地域に潜在するひきこもりの発見（市町村への相談）
- 訪問による支援
- ひきこもり地域支援センター等の専門機関への紹介等
- 普及啓発（勉強会等の開催）



訪問支援



相談

地域



ひきこもりの状態にある
本人、家族

都道府県

研修修了者名簿の提供



ひきこもりサポーター養成研修事業

【目的】

ひきこもりの経験者（ピアサポート）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、派遣することにより、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで自立を促進する。（本人や家族に対するきめ細かで継続的な支援の実現）

【研修対象者】

ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者 ※資格等の要件はない

【研修内容】

ひきこもりに関する基本的な知識に関すること
（ひきこもりの概要（状態像等）、支援方法、支援を行う上での留意点 等）



地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

平成29年度予算(案)：生活困窮者自立支援制度に係る補助金293億円の内数

- 経済状況や心身の状況如何に関わらず、誰もが安心して地域で生活を営み続けることができるよう、
 - ・ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るなど、できるだけ公費に頼らない共助による取組の活性化を図るとともに、
 - ・ こうした共助の基盤を基礎とし、生活困窮者自立支援制度など、既存制度のサービスメニューでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスの創出、人材の養成
- などに取り組むことを通じて、自助や公助に加え、既存制度を下支えする共助の基盤を整備し、生活困窮者など、要支援者を可能な限り身近な地域で支える体制の構築を目的とする。

【我が国が直面する課題】

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- 単身世帯・生活困窮世帯の増加
- 地域のつながりの希薄化

【地域における課題】

- 増大する高齢者等の福祉ニーズへの対応
- 軽度者に対する日常生活支援や社会的孤立など多様化する福祉ニーズへの対応
- 地域における担い手の育成・確保

- 既存の社会保障・社会福祉制度を着実に実施するとともに、公費に頼らない共助の取組の活性化が必要。

【市区町村等】



【地域住民の福祉ニーズ把握】



地域住民のニーズを踏まえ、その対応方針を地域福祉計画等に反映

※ 特に策定率が低い町村部(H28.3月現在 54.1%)の計画策定を後押し

【地域インフォーマル活動の活性化】

- 企業等による社会貢献活動への働きかけ
- インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけ
- インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備の導入
- 寄付金の確保推進等を通じた自主財源の確保 等

【新たな地域サービスの創出】

- 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など地域サービスの創出に向けた検討
- 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制の構築
- 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

- これらの取組を通じて、地域における社会資源や人材の育成・確保が図られ、地域活性化にも資する。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

社会福祉振興助成事業の概要

事業の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う。

根拠規定

独立行政法人福祉医療機構法

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

助成対象事業

①地域連携活動支援事業 (限度額50万円～700万円)

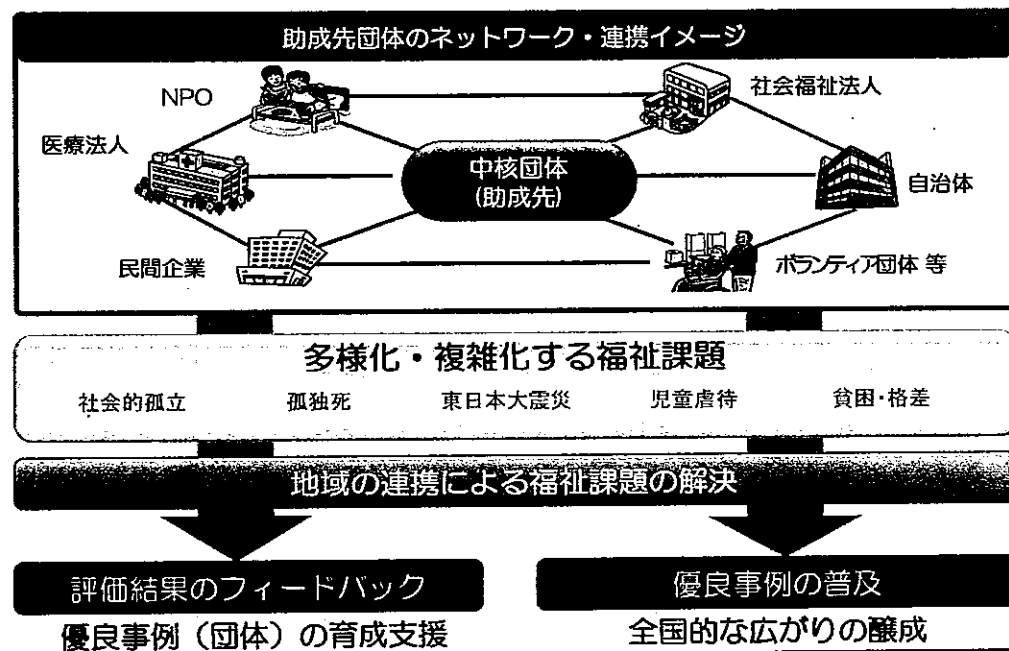
地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業
(一つの都道府県内で他の団体と連携して実施)

②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 (限度額50万円～2,000万円)

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
(二つ以上の都道府県内で他の団体と連携して実施)

仕組み

- 地域の様々な主体が連携してそれぞれの得意分野を活かしながら、限られた助成金の助成効果を最大化。
- 加えて、助成金の配分にとどまらず、事業評価を通じて、
 - ・ 助成先団体の活動継続や発展のため、助成終了後の評価結果を助成先団体にフィードバック。
 - ・ 福祉医療機構が開催するシンポジウムやセミナー等の活用して優良事例を幅広く普及。



樺太等残留邦人集団一時帰国事業

1 事業概要

樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するものです。

2 具体的な事業内容

- (1) 樺太等残留邦人の一時帰国及び永住帰国希望についての実態の把握
- ・ 樺太現地事務所による残留邦人の帰国についての意向調査の実施
 - ・ 調査結果をもとに帰国日程等の調整
- (2) 一時帰国した残留邦人の身元を引き受け、親族に代わって滞在期間中の世話をを行う
- ・ 一時帰国の日程の立案、交通機関の予約
 - ・ 出入国の際の送迎、上陸地オリエンテーションの実施
 - ・ 在日親族訪問に係る連絡調整、引率、通訳の派遣
 - ・ 関係自治体や関係機関との連絡調整
 - ・ 宿泊・訪問先、見学施設等への引率、通訳

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、①ロシア語が堪能な職員を確保できること、②樺太の現地に事務所を置くことができること等を条件とし、NPO法人等に委託して実施することとします。
- (2) 29年度の年間帰国予定人数は、概ね36世帯68人です。

4 予算額等

(単位：百万円)						
予算額				対象NPO法人数		備考
27年度	28年度	29年度予算案				
うちNPO法人活用分 (委託契約額)	うちNPO法人活用分 (委託契約額)	うちNPO法人活用分	27年度	28年度		
合計	合計	合計	1	1	27、28年度は 企画競争、 29年度は公募 により選定	
38	36	34	1	1		

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室 帰国・受入援護係 TEL03-5253-1111 (内線 3465)

中国残留邦人等地域生活支援事業

1 事業概要

地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業です。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携をとりながら以下の事業等を行っています。

- (1) 身近な地域での日本語教育支援事業
 - ・中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に、安定的な日本語学習教室等の開催や学習内容の充実を図るための支援を行います。
- (2) 地域で実施する日本語交流事業
 - ・中国残留邦人等が地域で孤立することを防止すること等を目的とした日本語交流事業の開催を支援します。

3 事業受託の条件等

本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。

4 予算額等

(単位：百万円)								
予算額					対象NPO法人数			
27年度		28年度		29年度予算案		27年度	28年度	備考
合計	うちNPO ○法人活 用分	合計	うちNPO ○法人活 用分	合計	うちNPO ○法人活 用分	27年度	28年度	
10,000 の内数	10,000 の内数	10,822 の内数	10,822 の内数	11,007 の内数	11,007 の内数	NA	NA	

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係
 TEL03-5253-1111 (内線 3463)
 事業を実施したい場合は、最寄りの都道府県市区町村担当窓口まで

地域生活支援推進事業

1 事業概要

全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターでは、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助しています。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携・協力し、次に掲げるような取組を行います。

- ① 中国帰国者等の健康増進、介護予防を目的とする活動
- ② 中国帰国者等に対する交流・学習支援 等

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。
- (2) 各中国帰国者支援・交流センターがNPO法人等の選定を行っています。

4 予算額等

(単位：百万円)					
予算額			対象NPO法人数		備考
27年度	28年度	29年度予算案	27年度	28年度	
合計 うちNPO法人活用分	合計 うちNPO法人活用分	合計 うちNPO法人活用分	合計 うちNPO法人活用分	合計 うちNPO法人活用分	
8 8の内数	8 8の内数	8 8の内数	19	18	平成22年度から開始の事業各センターが選定

5 問い合わせ先

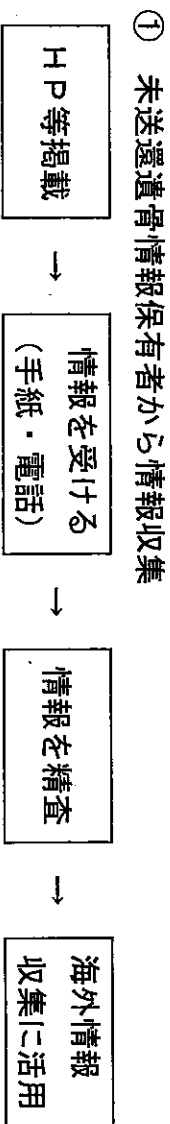
社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係
TEL03-5253-1111 (内線 3463)

海外未送還遺骨情報収集事業

- 1 事業概要
海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行います。

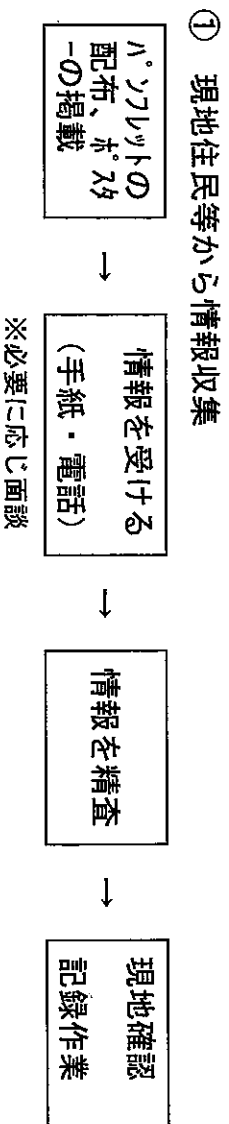
2 具体的な事業内容

(1) 国内情報収集



② 内容精査及び派遣計画の策定

(2) 海外情報収集



② 記録の精査及び報告書の作成

【28年度は5地域において情報収集を実施】

- ①東部ニューギニア ②ピスマーク・ソロモン諸島 ③インドネシア
④パラオ ⑤ミャンマー

3 予算額等

		予算額		対象NPO法人数		備考	
		27年度	28年度	29年度予算案	27年度	28年度	
合計	うちNPO	23	117	-	1	2	企画競争により選定
	法人活用分		(委託契約額)	34			
100							

(単位:百万円)

4 問い合わせ先

社会・援護局事業課事業推進室事業第1係 TEL03-5253-1111 (内線3478)
事業第4係 TEL03-5253-1111 (内線4536)

遺骨収集帰還等派遣費補助事業

1 事業概要

海外等で戦没した日本人の遺骨収集等に民間協力者が参加する際の旅費を補助します。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行います。

2 具体的な補助内容

- (1) 遺骨収集等事業
政府遺骨収集団に参加する遺族等に対し旅費相当額を補助 (10/10)
- (2) 慰霊巡拝事業
政府慰霊巡拝団に参加する遺族に対し旅費相当額を補助 (1/3)
- (3) 慰霊友好親善事業
戦没者遺児が旧主要戦域を訪れ、同地域に居住する先の大戦の関係者等と共に友好親善並びに慰霊追悼を行うための経費を補助 (定額)

3 予算額等

予算額						対象NPO法人数		備考
27年度		28年度		29年度予算案		27年度	28年度	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分 (交付決定額)	合計	うちNPO 法人活用分			
451	11	309	8	-	-	2	3	公募により交付先を決定

(単位:百万円)

5 問い合わせ先

社会・援護局事業課経理係 TEL03-5253-1111 (内線4510)

障害者就業・生活支援センター事業

平成29年度予算案

791,616千円

- 1 事業目的
障害者の就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。

- 2 事業内容
就業及びそれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

- <生活支援>【福祉部分（障害保健福祉部）】（補助金：生活支援担当者1名（常勤）配置）
- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 関係機関との連絡調整
- <就業支援>【雇用部分（職業安定局）】（委託費：就業支援担当者1～7名（常勤）配置）
- 求職活動支援 ○ 職場定着支援 ○ 関係機関との連絡調整
 - 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言

- 3 実施主体
都道府県（社会福祉法人、NPO法人、民法法人等に委託可）

- 4 補助率
1／2（負担割合 国1／2、都道府県1／2）

- 5 実施箇所数
平成28年度 330 センター → 平成29年度 336 センター（予定）

- 6 平成27年度実績
実施箇所数 327 センター（平成28年3月31日時点）、支援対象者 153,522人、
就職件数 18,984件

就労移行等連携調整事業

平成29年度予算案

23,545千円

1 事業目的

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるように支援することが重要である。

このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携して円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネート推進を図る。

2 事業内容

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業所等の利用者及び一般就労をしている障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

(障害者に対するアセスメント例)

- ① 短期間での一般就労への移行が困難な者に対する長期的な支援計画の作成
- ② 就職希望のある就労継続支援事業等の利用者や事業所に対する一般就労に向けた働きかけ
- ③ 一般就労の継続が困難となった者に対する適切な福祉的就労の場への誘導

52

3 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人、民法法人等に委託可）

4 補助率

1/2（負担割合） 国1/2、都道府県1/2）

工賃向上計画支援事業

平成29年度予算案
308,843千円

1 事業目的

障害者が地域で自立した生活を送るためには、一般就労に向けた支援や就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上するよう支援していくことが重要である。

このため、事業所に対する経営力の育成や品質向上のための支援、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、物品等の購入者等に対して情報提供等を行う体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、ニッポン一億総活躍プラン及び日本再興戦略2016で掲げられている「農福連携」を推進するため、農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃の向上及び農業の支え手の拡大を図れるよう、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携ワルシェ（市場）の開催等を支援する。

2 事業内容

(1) 基本事業

- ① 経営力育成・強化（工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上）
- ② 品質向上（共同受注窓口と専門家による技術指導や経営指導のアドバイザー等）
- ③ 事業所職員の人材育成（スキルアップ、経営ノウハウの向上）のための研修等

(2) 特別事業

- ① 共同受注窓口の情報提供体制の構築
障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者による連絡調整等の整備

② 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

- ・ 農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導、6次産業化の推進に向けた専門家の派遣
- ・ 農業に取り組む事業所におけるワルシェ（市場）の開催支援

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業

仕事をする意欲と能力はあるものの、移動が困難などの事情で就労への道が閉ざされている障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

- ・ 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・ 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発
- ・ 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・ 企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築（在宅障害者と企業から発注された仕事のマッチング）

・在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築 等

3 実施主体
都道府県

4 補助率
(1) 及び (2) ③ : 1/2 (負担割合: 国 1/2、都道府県 1/2)
(2) ① 及び ② : 定額 (10/10)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



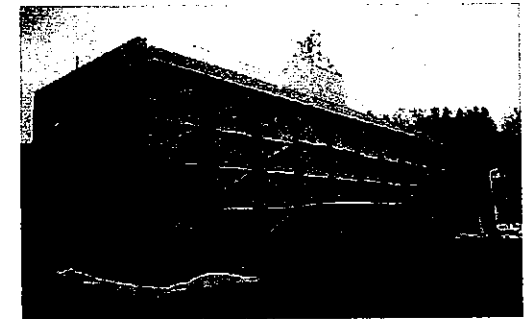
障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



国土強靱化基本計画の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



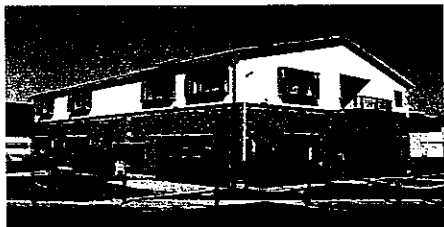
障害福祉サービス等の基盤整備の推進 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

28年度補正予算
:118億円

- 障害者総合支援法に基づき、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう、障害者及び障害児に必要なとされる障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

日中活動系サービス等の充実 ・地域移行の推進

- 一億総活躍社会の実現の加速を図るため障害のある方が安心して生活できる環境作りのためのグループホームや就労支援事業所等の整備を推進する。

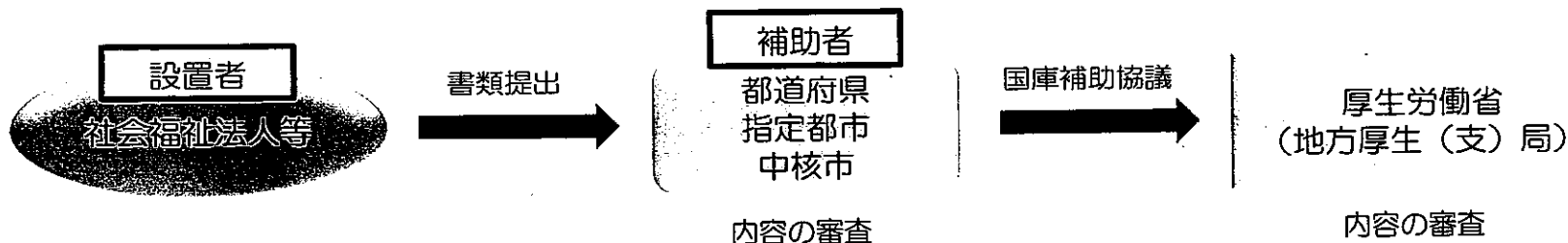


防犯対策の強化

- 障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策を行う。



負担割合 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、設置者 1/4



自殺防止対策事業

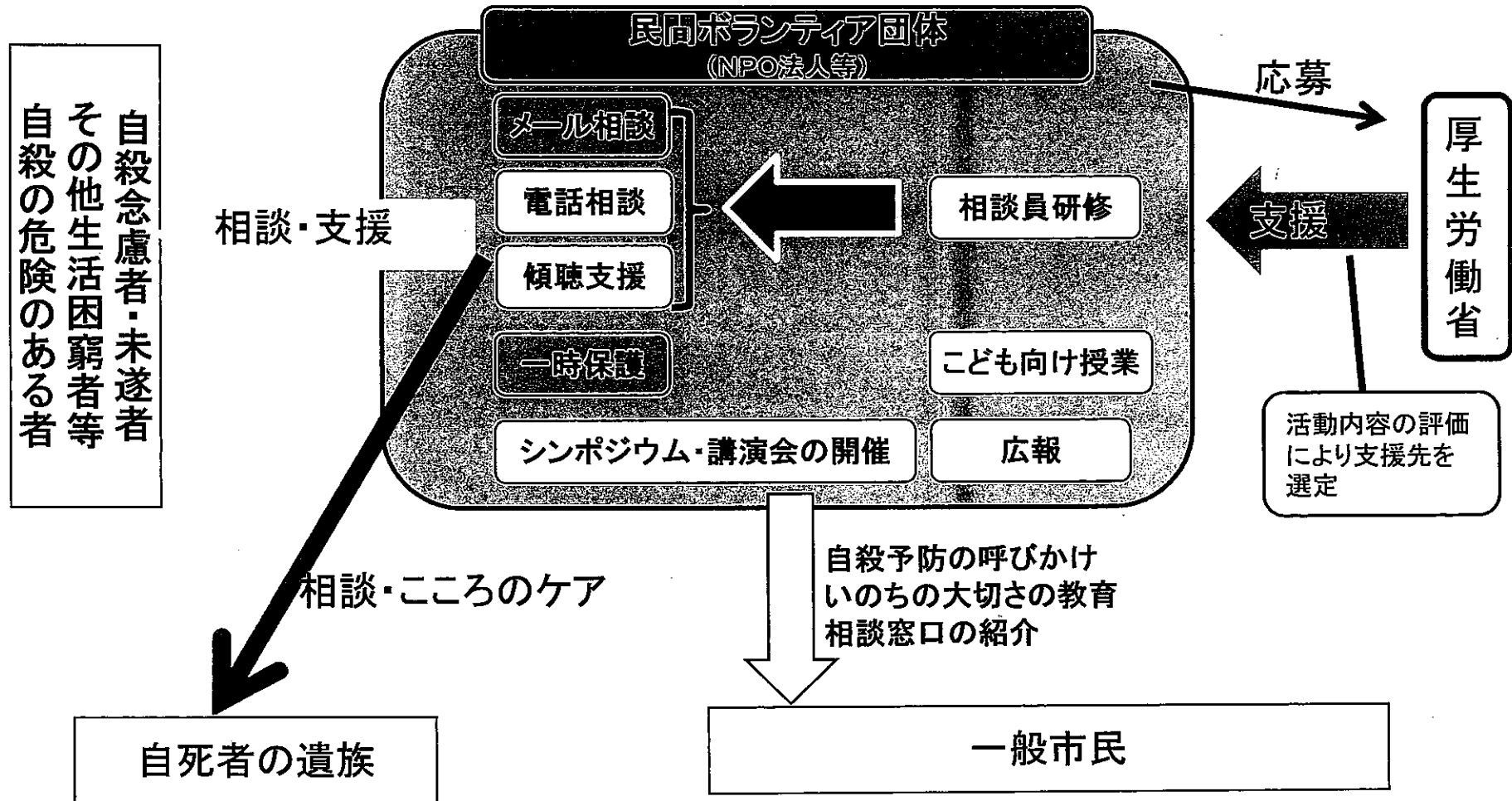
【事業概要】

29年度予算 25億円の内数

自殺予防の取り組みを行っている民間団体に対して、その活動について財政支援を行う。(平成21年度～)

【根拠条文】自殺対策基本法 第22条

国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために財政上の措置を講ずるものとする。



地域支援事業の概要 平成29年度予算案 公費3,139億円、国費1,569億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,586億円 (793億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,552億円 (776億円)

- ① 包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
 - イ 社会保障の充実
 - i) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーターの配置

- ② 任意事業
 - ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

担当：老健局振興課地域支援事業係 櫻井琢磨 (03-3595-2889)

◎地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

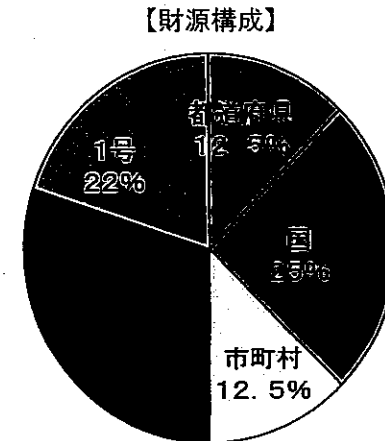
【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
 - 総合事業への移行期間中については、最大10%の伸びまで可能。
※その他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」
 - 小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
25,000千円×当該市町村の高齢者人回を4,500で除した値（センター運営費）
930円×当該市町村の高齢者人回（任意事業）

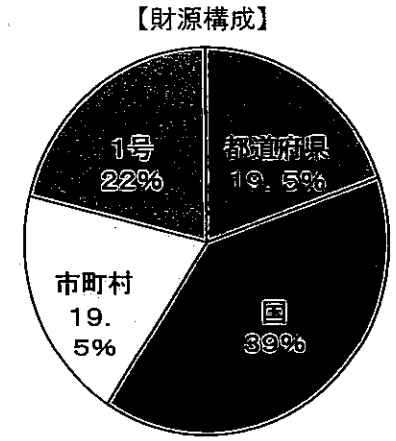
○地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。



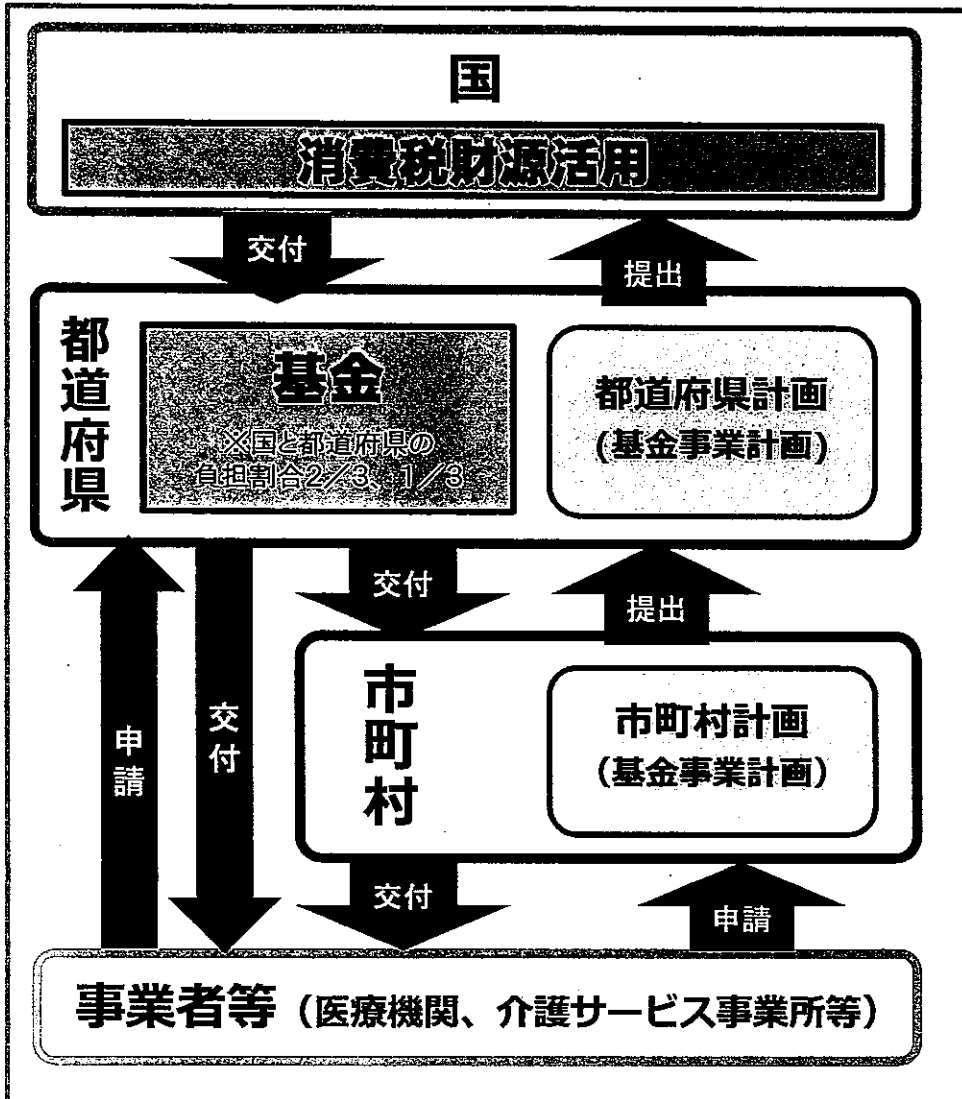
○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1） 1

地域医療介護総合確保基金

平成29年度予算(案) 1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ、介護予防拠点等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》

2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乘せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)

民間事業者と協働で行う地域福祉・健康づくり事業について (ソーシャル・インパクト・ボンドの実践事業)

【平成29年度予算案：73百万円】

事業の目的

民間事業者が創意工夫ある取組を行う際の資金調達手段の1つであるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）について、**健康・福祉分野において3か年のモデル事業**を実施し、手法の有効性や課題検証等を行う。

目指すもの

本事業の経費については、民間から資金や資材等の一定の拠出があることを要件とする方向だが、本事業の成果については、

- ① 民間から拠出を募り事業を行った上で、成果が出た場合の報酬等を地方公共団体が支払う等の仕組みを構築し、問題把握から解決までが、各地域で自律的に完結する仕組みを普及する
- ② 創意工夫ある取組で全国展開が可能なものについて、成果連動型評価の導入など予算事業等の改善につなげる

事業分野

※実施か所数、予算規模等は調整中

- ①健康づくり
- ②生活困窮者施策
- ③児童福祉施策
- ④地域コミュニティづくり（地域共生社会）

事業格組みスケジュール

○各事業において、事業実施のプロセス（②～⑤）を**3か年で2サイクル実施**する。

- ①コンソーシアム構築
- ②指標・支払テーブル設定
- ③事業実施
- ④評価と成果による支払
- ⑤指標等の検証

○具体的には、各地域での既存の取組状況を踏まえ、以下の2パターンを想定。

(ア)過去のパイロット事業等により実施環境が整っている地域は、**平成29年度から本格実施**。

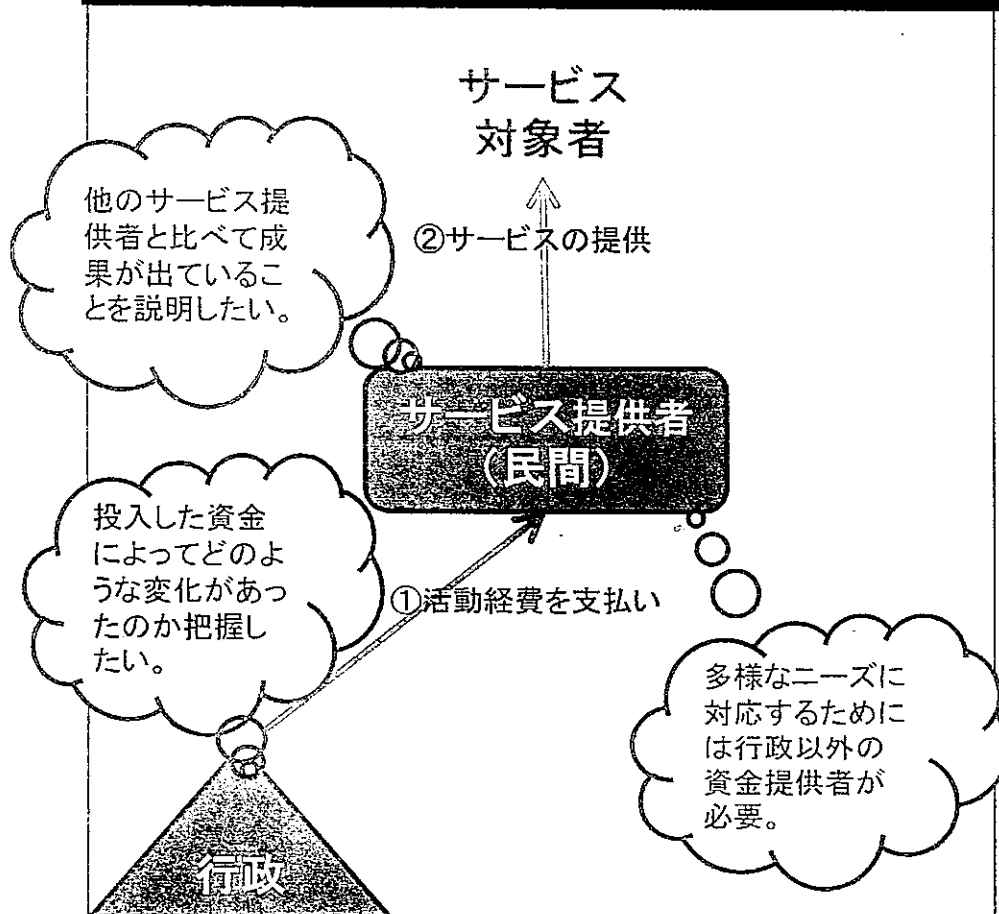
(イ)新たな地域は、平成29年度にコンソーシアム構築等の環境整備を行い、**平成30年度から本格実施**。

※ 各種調整を行う民間事業者を公募する方向で検討中。今回のモデル事業では、成果が出た場合の報酬等を支払うための拠出を地方公共団体から求めず、地方公共団体は、事業実施主体への情報提供等の役割を担うコンソーシアムの構成員として参加することを予定。

民間を活用した社会的課題の新たな解決スキーム としてのソーシャルインパクトボンド（SIB）

- 福祉や医療の活動による成果や効果を定量的に「見える化」する。
- 社会的課題の解決に取り組む民間事業者を成果で評価することで、民間事業者の創意工夫を促すとともに、この分野への民間資金導入を促進。

従来の民間委託、補助事業の仕組み



ソーシャルインパクトボンドの仕組み

